

三重大学における GPA 制度の取扱いに関する要項

(目的)
第1条 この要項は、三重大学(以下「本学」という。))におけるグレードポイントアベレージ(以下「GPA」という。))制度の取扱いに関し必要な事項を定め、もって学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に資することを目的とする。

(定義)
第2条 「GPA」とは、特定の期間において単位を修得した授業科目の単位数に当該授業科目のグレードポイント(以下「GP」という。))を乗じた数値の総和を特定の期間における履修登録した授業科目の総単位数で除して算出した1単位当たりのGP平均値をいう。

2 この要項において、「学部等」とは、各学部及び各研究科をいう。(成績評価及びGPA)

第3条 成績の評価、表示及びGPの基準は、次表のとおりとする。(*)

(GPAの種類と算出方法)
第4条 GPAの種類は、次のとおり区分し、当該各号に定める方法により計算する。この場合において、計算値は、小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

- (1) 学生対象GPA
- イ 学期GPA
- 学期GPA = $\frac{(\text{当該学期に単位を修得した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGP}) \text{の総和}}{\text{当該学期に履修登録した授業科目の総単位数}}$
- ロ 通算GPA
- 通算GPA = $\frac{(\text{全在学期間に単位を修得した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGP}) \text{の総和}}{\text{全在学期間に履修登録した授業科目の総単位数}}$

- (2) クラスGPA
- イ 授業クラスGPA
- 同一の授業科目を履修登録した学生でクラスを定義し、そのクラスの学生が修得したGPの平均
- ロ 学科クラスGPA
- 同一入学年度かつ同一学科の学生でクラスを定義し、そのクラスの学生が修得したGPの平均。このクラスの学生が入学時から履修登録した全ての授業科目を対象とする。

(対象授業科目)
第5条 GPA対象科目は、次に掲げる授業科目とする。

(1) 学部等の成績認定において、GPの5段階評価に換算できるすべての授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目(認定科目は含まない。)

(2) 本学入学前及び本学在学中に他の大学(短期大学、高等専門学校を含む。))において履修した授業科目又は外国の大学(短期大学を含む。))において学修した成果であって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ、前号の要件を満たす授業科目(GPA計算期日)

第6条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日(前期にあつては9月1日、後期にあつては3月1日とする。以下「GPA計算期日」という。))までに確定した成績に基づいて行う。

2 教員は、GPA計算期日までに成績を確定させるものとする。(履修放棄科目の取扱い)
第7条 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合及び学部等の長による履修登録の変更の措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は、不合格と同等として計算する。(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第8条 不正行為により無効とされた成績は、すべて不合格として計算する。
2 当該学期のGPA計算期日以降に当該学期の成績が不正行為により無効とされた場合は、当該学期のGPA計算期日までに当該成績が無効となったものとみなし、すべてのGPAを再計算する。

(再履修等におけるGPAの取扱い)
第9条 不合格と判定された授業科目(前条により無効として扱われた場合を含む。))については、後に再履修等によって合格と判定された場合、当該学期において学期GPAを計算する。
2 不合格と判定された授業科目で、後に追・再試によって合格と判定された場合、不合格と判定された学期における当該授業科目に係るGPは、追・再試の後のGPに置き換え、すべてのGPAを再計算する。(GPAの通知及び記載)

第10条 GPAの学生への通知は、原則として、学生対象GPA及びクラスGPAの授業クラスGPAを記載した成績評価表により行う。
2 GPAの教員への通知は、各学部等の教務委員に、学生対象GPA及びクラスGPAを電子ファイルにて提供する。(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この要項は、平成22年4月1日から実施する。
附 則
この要項は、平成31年4月1日から実施する。

*

G P	評 定	評価点	評 点	評 価 内 容 基 準	判 定
4	AA	10	95~100	授業科目の内容を修得し、到達目標を優れて満たしている。	合 格
		9	90~94		
3	A	8	80~89	授業科目の内容を修得し、到達目標を十分に満たしている。	
2	B	7	70~79	授業科目の内容を修得し、到達目標を概ね満たしている。	
1	C	6	60~69	授業科目の内容を修得し、到達目標を必要限度満たしている。	
0	D	0~5	0~59	授業科目の内容を修得しと認められず、到達目標を満たしていない。	不合格